

大津町役場庁舎におけるPR販売(試行)募集要項

1 目的

大津町では、町内事業者のPR機会を提供し、店舗や商品の認知向上、来店促進及び町内消費の促進につなげることを目的として、大津町役場庁舎敷地内(正面玄関前)におけるPR販売を試行的に実施します。

本事業は、庁舎を常設の営業場所として提供するものではなく、町内事業者のPR機会として、期間及び出店数を限定して実施するものです。

2 試行期間

令和8年12月から令和9年3月まで

3 実施日時

月1回、概ね2時間程度とします。

※具体的な実施日時は、町が指定します。

4 販売場所

大津町役場庁舎敷地内の町が指定する場所

5 販売区分及び出店数

1回の実施につき、次の各区分1事業者、計2事業者とします。

区 分	主 な 販 売 品 目	出 店 数
弁当等販売	弁当、パン、惣菜、菓子その他これらに類する食品	1 事業者
物品販売	農産物、加工品その他これらに類する物品	1 事業者

※販売場所における加熱、調理、加工その他これらに類する行為及び火気の使用はできません。

6 応募資格

次の要件を全て満たす事業者とします。

(1)町内に店舗又は事業所を有し、飲食物又は物品を製造し、又は販売する事業者であること。

(2)販売する商品の製造又は販売について、法令上必要となる許可、届出その他の手続を適正に行っていること。

(3)本募集要項及び「大津町役場庁舎における販売(試行)に関する取扱要綱」を遵守できること。

7 使用料

庁舎敷地内の使用に係る使用料は、大津町行政財産使用料徴収条例の規定によります。

※ 本事業は試行的なPR販売として実施するため、使用料については、同条例の規定に基づき減免する場合があります。」

※ 電気その他特別の費用が生じる場合は、事業者に負担していただくことがあります。

8 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて財政課へ提出してください。

申込期限 令和 8 年 10 月 30 日(金)

【提出書類】

- (1)PR販売申込書
- (2)販売する商品が分かる資料
- (3)食品を販売する場合は、当該食品の製造又は販売について法令上必要となる許可等を確認できる書類(該当する場合)
- (4)誓約書
- (5)その他町が必要と認める書類

9 出店者及び出店月の決定

- (1)応募者数が各販売区分の出店可能な枠数を超えない場合は、原則として応募者を出店者として決定します。
- (2)応募者数が出店可能な枠数を超える場合は、できる限り多くの事業者にPRの機会を確保する観点から出店回数等を調整し、なお出店者を決定できない場合は、抽選により決定します。
- (3)出店月については、申込時の希望を踏まえて町が調整します。ただし、希望が重複し、調整できない場合は、抽選により決定します。
- (4)出店者及び出店月の決定結果は、応募者に通知します。
- (5)応募状況等により、希望する月に出店できない場合があります。
- (6)抽選を行う場合は、必要に応じて補欠順位を定め、出店者に辞退等があった場合は、当該順位により繰り上げて出店者を決定することがあります。

10 出店に当たっての遵守事項

出店者は、次の事項を遵守してください。

- (1)関係法令を遵守し、食品を取り扱う場合は、食品衛生法、食品表示法その他関係法令に基づき適切な衛生管理及び表示を行うこと。
- (2)現地で加熱、調理、加工その他これらに類する行為及び火気の使用を行わないこと。
- (3)町が指定する場所及び時間を遵守すること。
- (4)販売に伴い発生したごみ等は全て持ち帰ること。
- (5)弁当等の販売については、必要に応じて予約又は事前注文を活用すること。
- (6)庁舎業務又は来庁者の利用に支障を生じさせないこと。
- (7)販売する商品又は販売行為に起因する事故、苦情その他のトラブルについては、出店者の責任及び負担において対応すること。また、食中毒、事故その他重大な事案が発生した場合は、速やかに町へ報告すること。
- (8)庁舎又はその設備等を汚損し、又は破損したときは、直ちに町へ報告し、その指示に従うこと。
- (9)販売終了後は、販売場所を清掃すること。
- (10)出店者としての権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (11)その他、庁舎管理上必要な町の指示に従うこと。

11 店舗等のPR

- (1)販売に併せて、販売時間中に限り、店舗情報、商品情報等を掲載したチラシ等を配布することができます。
- (2)ただし、庁舎業務又は来庁者の利用に支障となる呼び込み等を行わないでください。

12 販売の中止、は変更又は出店決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、販売を中止又は変更することがあります。

- (1)災害その他の事情により、安全な実施が困難な場合
- (2)衛生管理上の問題がある場合
- (3)庁舎業務又は来庁者の利用に支障が生じるおそれがある場合
- (4)取扱要綱、本募集要項又は町の指示に違反した場合
- (5)応募資格を満たさなくなった場合
- (6)その他町が販売の実施が適当でないと認める場合

※なお、町の都合又は災害その他やむを得ない事情により出店を中止又は変更した場合に生じた損害について、町は補償しません。

13 試行後の検証

試行期間中の利用状況、出店状況、出店者の意見、庁舎運営への影響等を踏まえ、今後の実施方法について検討します。

必要に応じて、出店者や利用者にアンケート等への協力をお願いする場合があります。

14 申込み・問い合わせ先

大津町役場 財政課 契約管理係

電 話 096-293-3555

メール zaisei@town.ozu.kumamoto.jp